

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：西尾市立一色西部保育園	種別：保育所	
代表者氏名：宮地 晃代	定員（利用人数）：112名（84名）	
所在地：愛知県西尾市一色町治明東川田2-1		
TEL：0563-72-8568		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：昭和32年12月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：西尾市		
職員数	常勤職員：9名	非常勤職員：14名
専門職員	（園長）1名	（主任）1名
	（保育士）17名	（調理員）1名
	（養護担当）1名	（事務）2名
施設・設備の概要	（居室数）8室	（設備等）保育室・遊戯室・給食室
		医務室・事務室・プール
		屋外遊戯場

③理念・基本方針

★理念

子ども達が心身ともにたくましく健やかに育つことを願い、児童福祉法及び保育所保育指針を基にまごころをこめて、豊かな人間性をもった子どもを育てます。

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の思いを受け止め愛情豊かな保育をします。
- ・地域や保護者と連携を図り、信頼関係を築くと共に協力し合って保育を進めます。
- ・職員間の連携を図り、保育の専門性を高める研修などに参加し保育内容の充実に努めます。
- ・園児や保護者への防災意識の啓発に努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ・職員全員が子どもや保護者、また職員の思いに寄り添い、愛情をこめて、相手を思いやりながら関わることで、温かい雰囲気のある園となるよう努めている。
保育参加、通訳者を介した懇談会、写真を撮って園の様子をアプリで配信するなど、園の様子を伝え、外国籍の方にも園での様子が分かりやすいようにしている。
- ・津波浸水想定区域にあるため、津波災害時の対応について職員間で周知するとともに、避難訓練をし、振り返り、問題点をあげ、改善している。近くの小学校に避難するため、小学校への避難訓練を実施し、連携をとるようにしている。
保護者にも、懇談会で地区の避難場所の確認をし、避難訓練の様子をアプリで配信して意識がもてるようにしている。
- ・園内研究では、異年齢の交流に力を入れており、年齢、発達に応じた内容を取り入れながらどのクラスとも遊ぶ機会を設けている。年下児に視線を合わせ、優しく接する姿、年上児に憧れ、遊んでもらうことを喜ぶ姿などが見られ、相手を思う気持ちが育っていることを感じる。
また職員にとっても、ベテラン保育士の保育を見て学んだり、いろいろな遊び方を知り、保育の引き出しが広がっている。職員同士のコミュニケーション、連携にもつながっている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年5月28日（契約日）～ 令和8年3月13日（評価確定日） 【令和7年12月17日・令和8年1月28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和3年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆働きやすい職場の実現

園長は、保育の質の向上の原点を「職員間の良好なコミュニケーション」と捉え、自ら人間関係の構築に努めている。主任保育士と連携し、職員面談の内容を共有して指導に当たっている。園長自らが率先して有給休暇を取得し、時間外労働に関しても職員ごとの偏りはない。職員にとって働きやすさの感じられる職場であり、市が実施した「職場診断アンケート」でも良好な結果を得ている。

◆差別や偏見、優遇の無い園運営

国籍や文化、宗教、障害、性的マイノリティ等を差別や偏見の対象とせず、包括的に捉えたインクルーシブ保育を目指している。そのような中、国外にルーツを持つ子どもの利用が増加傾向にあり、その保護者への対応が喫緊の課題となっている。国外にルーツを持つ保護者が、園の運営や地域の習慣等に対して、正しい知識の下で理解が進むよう、園内外の保育や活動の様子を写真に撮り、連絡アプリで提供している。また、これまでは保護者による「交通当番」を免除する優遇策をとってきたが、他の保護者同様に当番を割り振ることとした。これらの取組みによって変化が表れており、国外にルーツを持つ保護者の「父母の会」への出席が増加してきた。

◆子どもが主体的に生活と遊びができる環境

職員間では子ども視線での話し合いが行われ、子どもの興味や関心に沿った保育環境を構成している。子どもが遊びたい場所でじっくり取り組める時間を作っている。年齢ごとの保育のねらいに沿った保育室の環境構成を行っており、子どもたちはのびのびと生活している。職員は子どもの遊びたい気持ちを援助し、環境による養育が実践されている。

◇改善を求められる点

◆苦情情報の公表

市のホームページやパンフレットで園の情報を公開しており、特に園を紹介する案内動画は丁寧に作られており、園の特徴を知ることができる。一方で、苦情があった場合には、「園だより」で苦情の内容と改善策を公表することとしているが、「意見・要望・苦情」に対処するためのマニュアルには、「苦情情報の公表」に関する記述がない。実態に即した手順を、マニュアルに追記することが望ましい。

◆安心・安全なリスクマネジメント体制の構築

戸外環境を点検するためのチェックリストがあり、点検の記録を残している。しかし、室内環境は目視点検だけで、記録も残っていない。各保育室の事故防止の観点から、チェックリストの作成や記録を残す取組みを望みたい。ヒヤリハットの取組みを形骸化させず、怪我や事故に至る前の些細な点を積極的に拾い上げ、職員間で安全への意識を高める取組みとしての活用を期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

職員で自己評価をして話し合うことで、園の取り組み、日々の保育を振り返ることができた。改善計画表をもとに職員皆で意見を出し合い、保育の質の向上のために園全体で、一つ一つ取り組んでいきたい。今回の気づきや学びを次年度の事業計画に取り入れ、よりよい保育の実践、地域に親しまれる園作りに努めていきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	① a ・ b ・ c
<コメント> 園長が、入園式や保護者会総会等で理念や基本方針を説明し、リーフレットや「重要事項説明書」等にも記載して保護者周知を図っている。職員に対しては、「全体的な計画」や事業計画の冒頭に記載し、理念や方針を保育実践の基本としている。保護者アンケートの「理念・基本方針の保護者周知」の項目は、回答した保護者の95%が肯定している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	① a ・ b ・ c
<コメント> 年間9回、市の公立園の園長を対象とした園長会が、また民間園の園長を含めた施設長会が開催されている。会議の中の行政説明を通して、全国的な保育の動向や市の保育政策に関する情報を取得している。さらに、他園の園長との意見交換によって共通する地域の課題を認識し、改善に向けて検討を進めている。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	① a ・ b ・ c
<コメント> 喫緊の課題を「若手職員の育成」と「国外にルーツを持つ保護者対応」と認識している。各年齢が1クラスであり、若手職員の育成の難しさはあるが、異年齢保育を取り入れることで、ベテラン保育士の保育を見て学ぶ機会は増えている。国外にルーツを持つ保護者を特別扱わず、これまで免除していた交通当番を割り振っている。結果として、父母の会への参加が増えてきている。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a ・ ① b ・ c
<コメント> 単年度の事業計画の作成時に、3年間の中期計画（令和7年度～9年度）を策定している。「人材育成」や「子育て支援」、「地域との関わり」等について、3年先までの実施項目を挙げているが、年度ごとの具体的な到達点が見えない。単年度の事業計画の作成に枠組みを示すためにも、中期計画の主要な項目には、年度ごとの具体的な到達点（数値目標等）を設定することが望まれる。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	① a ・ b ・ c
<コメント> 中期計画には各年度の到達目標が設定されていないが、中期計画で取り上げている項目を忠実に事業計画にスライドさせ、具体的な内容に展開している。可能な項目には、具体的な目標数値も設定されている。また、年度末に事業計画の見直し（評価、反省）を行い、その結果を次年度の事業計画に反映させている。PDCAサイクルを回し、保育事業の継続性を確保している。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の作成にあたっては、前年度の事業計画の見直し（評価、反省）を行い、次年度の事業計画に反映させるべき課題を明確にしている。それを前提に、園長が事業計画の素案を作成し、職員に回覧または配付し、職員意見をまとめている。数値目標が設定してある取組みについては、職員会議を使って進捗を確認している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 入園式や進級説明会を利用し、保護者に事業計画の内容を説明している。保護者の理解が進むよう、事業計画の内容を分かりやすく記述したリーフレットを作成し、保護者に配付している。国外にルーツを持つ保護者に対しては、写真を撮って連絡アプリで伝える等の配慮がある。「事業計画の保護者周知」も、保護者アンケートでは93%の肯定率であった。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	① ・ b ・ c
<コメント> 市の受審計画に従って第三者評価を受審し、今回が3回目の受審となる。受審しない年は、第三者評価の評価基準とは異なる様式を使い、職員全員で自己評価に取り組んでいる。行事の実施後には職員会議等を使って反省会を行い、課題を抽出して職員間で共有を図っている。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ② ・ c
<コメント> 職員が行った自己評価を集計、分析して課題を抽出し、改善に向けて取り組んでいる。改善にあたっては、把握した課題を「改善計画表」に落とし込み、組織的、計画的に取り組んでいる。今後の課題としては、改善活動の軌跡が分かるような記録の作成と、「改善計画表」どおりの改善活動が行われたか否かの評価である。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	① ・ b ・ c	
<コメント> 園長の責務は「管理規程」に記載されており、役割や責任の所在とともに、自らの考え方や園運営の方針を職員会議等で表明している。年度初め(4月)の「園だより」にも所信が掲載されている。園長不在時の権限等の委任先は、「管理規程」の表記から主任保育士がその任に当たることとなる。			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a ・ ② ・ c	
<コメント> 園運営に関連する法令等はリスト化されており、法令の改廃や制度の変更等は、市の園長会での行政説明や市からのメール配信で把握している。保育現場に関係する情報は、重要度に応じて回覧したり、毎週開催される職員会議で周知を図ったりしている。しかし、関連法令の実施や適応状態を確認する仕組みはない。法令ごとに見直しの責任者や見直し時期、方法等を定めて取り組まれない。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	① ・ b ・ c	
<コメント> ICTを使った「保育の見える化」に取り組んでいる。防災訓練時の子どもの避難の様子をカメラに収め、写真を配信して保護者の防災意識の向上を狙っている。園生活の折々を連絡アプリで伝えることで、特に国外にルーツを持つ保護者の保育園理解が高まり、父母の会への出席率が向上している。これまで免除されていた交通当番も、一般の保護者と同等の役割を持つこととなった。			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	① ・ b ・ c	
<コメント> 市のホームページで園の紹介動画を見ることができる。パンフレット等の紙媒体ではうかがい知れない細かな部分についても、詳細に説明している。子どもの登降園管理や連絡アプリ、職員の勤怠管理等々、ICT化の推進によって職員の業務が軽減され、保護者にとっての利便性の向上も顕著である。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	① ・ b ・ c	
<コメント> 毎年10月に市・保育課と園長との運営懇談会が行われ、次年度に向けた人事体制が協議されている。併せて、園長が職員との面談を行って、次年度の就労意向を職員から聞き取っている。それらを基に、市が「人材育成基本方針」に沿った採用活動を行っている。園でも、潜在保育士の掘り起こしに呼応し、保育士資格を持つ保護者に対して体験募集の案内を配信している。			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	① ・ b ・ c	
<コメント> 市が作成した「保育園職員としての在り方」に、期待される職員像が示されている。「人事評価制度の手引き」に沿い、人事考課と目標管理の制度が運用されている。人事考課は「能力取組姿勢評価シート」を用い、職員の自己評価に続き、主任が1次査定、園長が2次査定を行っている。一部成果主義を意識したキャリアパスであり、人事考課の結果を処遇に反映させている。			

Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<コメント> 園長の「職員のコミュニケーションによって職場が変わる」との強い思いがあり、園長以下全職員の良好な関係構築を目指している。有給休暇に関しては園長が率先して取得し、時間外労働も職員による偏りは見られない。子育て中の職員には、勤務日の調整をしてワーク・ライフ・バランスに配慮している。市が行った「職場診断アンケート」でも良好な結果が出ている。		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	① ・ b ・ c
<コメント> 「成果評価シート」を使って目標管理を行っている。個人目標の設定にあたっては、主任保育士が面談を行い、人事考課の結果を参考にして目標設定をしている。また、園の理念や方針を意識した目標設定となっている。		
Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	a ・ ② ・ c
<コメント> 市が研修計画とその対象者を「保育者研修計画役割分担及び参加対象表」で示し、園ではその計画に沿って「保育者研修参加者名簿」に参加する職員を記載している。研修履修後には報告書が提出され、研修での気づきや学び、アクションプランが記載されている。しかし、保育の現場で、アクションプランが実践されたか否かの確認が行われていない。		
Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	③ ・ b ・ c
<コメント> 職員に必要とされる研修が、市作成の「保育者研修計画役割分担及び参加対象表」で明らかにされている。研修ごとに対象者が明示されており、最適の職員を参加させることで、無駄のない効果的な研修体制となっている。職員に対する研修機会は十分であり、「研修受講記録等一覧」によって職員の受講履歴を管理している。		
Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ④ ・ c
<コメント> 市・保育課が実習生の受入れを統括し、園では今年度2名の保育実習生を受け入れた。実習は「保育実習要領」に従って実施し、実習の終了時には反省会を行って「実習生反省会記録」を作成している。ただ、反省会は、実習生の養成面だけに焦点が当てられており、受入れ自体が適切に行われたか、また本来目的を達成することができたか等、実習生受入れの全体像の評価が求められる。		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑤ ・ c
<コメント> 市のホームページで園の情報を公開しており、特に園を紹介する案内動画は丁寧に作られている。一方で、苦情があった場合には、「園だより」で苦情の内容と改善策を公表することとしているが、「意見・要望・苦情」に対処するためのマニュアルには、「苦情情報の公表」に関する記述がない。実態に即した手順を、追記することが望ましい。		
Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑥ ・ b ・ c
<コメント> 市の方針としてキャッシュレス化を図っていることから、園での現金出納はほとんど無いに等しい。物品等の購入にあたっては、園長を決裁者であり、主任保育士が納入確認（検収）を行い、内部牽制を働かせている。市や県の行政監査を受けており、県の監査では、「避難訓練時に、消火訓練も実施する」等の指摘を受け、改善に向けて取り組んでいる。		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域との関わりの方針が保育方針に示されている。それを受け、事業計画で多彩な取組を計画している。子どもの作品を「みんなの作品展」や「お祭りの作品展」に出展し、近所の高齢者施設からはお年寄りの作品が届く。警察による交通安全教室を受け、散歩の際には駐在所に立ち寄って挨拶を交わしている。これらの取組みを、連絡アプリを使って保護者に届けている。</p>			
II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>地域の高校の和太鼓部が継続して訪れており、恒例の和太鼓演奏を披露して子どもたちを楽しませている。中学生の福祉体験学習も継続して受け入れており、中学校の福祉教育に協力している。これらは「ボランティア受入れマニュアル」に沿って実施されているが、マニュアルに個人情報の保護に関する記述がない。「守秘義務」等の項目の追加を検討されたい。</p>			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>「関係機関一覧」がマニュアルとして作成されており、事務室に電話番号を記載した「関係機関との連携」が掲示してある。家庭における子どもの虐待等権利侵害について、かつて市の家庭児童支援課に通報した経緯がある。警察や消防等、行政機関との連携も図られている。</p>			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>園長会での行政説明や他園の園長との意見交換から、福祉ニーズや地域課題を把握している。年に2回、学校評議員会が開催されており、評議員を務める園長が参加している。委員会には主任民生委員児童委員の参加があることから、様々な地域の福祉ニーズを取得することが可能となっている。近年、一時保育や長時間保育のニーズが高まっていることを認識している。</p>			
II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	a · b · c	
<p><コメント></p> <p>来年度から「こども誰でも通園制度」の導入を予定している。地域活動事業「子育て支援コロコロ」を年間4回実施しており、毎回10組ほどの未就園児親子の参加がある。定期的に行っている園庭開放にも、4組前後の未就園児親子が参加している。AEDの設置を示すシールを張り、緊急時の利用が可能であることを地域に向けて案内している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重する保育の理念・基本方針は「全体的な計画」や「運営規程」に記載されている。4月に職員会議にて園長から説明があり、11月には振返りをを行っている。子どもを尊重した保育が行われているかは、全国保育士会の「セルフチェックシート」で確認し、3歳未満児クラスの職員は市で作成した「不適切な関わりと理由」を用いて自己評価を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>プライバシーの保護については、「重要事項説明書」や市が作成したマニュアルに、個人情報保護について記載されている。虐待防止等権利擁護については、職員室にフローチャートを掲示している。着替えの際にはカーテンを閉め、屋外プールには寒冷紗とよしずを使っている。おむつ交換が、困いがない保育室で行われているため、パーティション等の工夫を望む。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>園のリーフレットは市役所、子育て支援センターに置かれている。リーフレットは保育理念や方針が写真入りで分かりやすい内容になっている。市の公式ウェブサイト、園のホームページや動画を公開している。利用希望者には、園庭開放時や日にちを設定して見学を行っており、夏の見学日には10組の参加があった。リーフレットは毎年見直しを行っている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>入園説明会では、「重要事項説明書」に沿って説明し、保護者の同意を書面に残している。国外にルーツを持つ保護者等、配慮の必要な保護者には、市のポルトガル語やベトナム語の通訳が同席できる体制を整えている。それ以外の言語の保護者には、翻訳機や翻訳アプリを使う配慮をしている。入園説明はパワーポイントを使用し、誰にも分かりやすい内容にしている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ㉗ ・ c
<p><コメント></p> <p>保育所の利用が終了した後の相談方法や担当者については、園のリーフレットに明記されている。保育所の市内間での移動は、保護者の同意の下に転園先の園に情報を伝えている。しかし、転園先が市外や県外、不明な場合の対応については想定されていない。様々な転園先を想定し、確実に保育が継続されるような仕組みについて検討が望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保護者には、年2回の保護者懇談会と年5回の行事後アンケートを実施している。保護者の送迎時には、日頃からコミュニケーションを多くとり、園に対する満足度を把握している。今年度から、行事後のアンケートに、日頃の園生活についても記入する項目を設けた。保護者会は参集開催ではないため、役員に声をかけ、相談を持ちかけたりして保護者のニーズをつかんでいる。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	㉖ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制については、リーフレットや保護者に配付する「重要事項説明書」に記載されており、入園説明会でも説明している。苦情解決の仕組みを昇降口と職員室前に掲示している。ここ数年は苦情の申し出がないが、苦情があった際には、保護者の了解の下、「園だより」で苦情の内容と改善策を公表し、透明性の確保に努める体制がある。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者の相談や意見は、担任だけではなく、園長や主任にも相談しやすいよう、「重要事項説明書」や「園だより」で知らせている。行事後には保護者にアンケートを行い、積極的に意見を求めている。専用の相談室を今までは設けていなかったが、園内のレイアウトの見直しを行い、和室を相談室として準備している。和室は周囲からの視線がなく、相談しやすいスペースになっている。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	① ・ b ・ c
<コメント> 意見箱とメモ用紙は園内の2ヶ所にあり、保護者以外の地域の人の意見も聞けるよう、玄関の外にも設置している。相談を受けた際の「相談対応マニュアル」が整備されている。マニュアルは市の園長会で見直しをしている。相談は、「育児月報」として市で統一された様式で記録している。相談が寄せられた場合には、担任から園長や主任に報告され、速やかに対応している。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	a ・ ② ・ c
<コメント> リスクマネジメントの責任者は園長であり、「事故対応マニュアル」を整備し、「緊急時対応マニュアル」は各保育室や職員室に掲示している。怪我や事故は記録を残し、今年度は12件あった。戸外での遊具点検はチェック表を基に毎日実施、記録しているが、室内の安全点検は記録を残していない。ヒヤリハットの記録は事故、怪我の記録が多く、未然防止に向けた取組みを期待したい。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	① ・ b ・ c
<コメント> 感染症対策は園長が責任者であり、養護担当保育士と連携して対策を講じている。感染症が発生した場合には、保護者連絡アプリや園内掲示板で情報提供をしている。市の「マニュアル」の第2章「健康管理」の3節に「感染症対応マニュアル」が整えられている。感染症流行前に職員間でマニュアルを読み合わせ、嘔吐・下痢の対応をシュミレーションする勉強会も行っている。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	① ・ b ・ c
<コメント> 災害時の対応体制は、市の「地震・津波災害時の保育園職員行動マニュアル」に詳細に記載されている。地震から津波の災害を想定し、避難先の小学校とは2年に1度合同避難訓練を実施しており、様々な災害への避難訓練は毎月行っている。「非常用品一覧表」の他に備蓄食料は「災害時備蓄一覧」で管理し、ローリングストック方式で循環している。備蓄食料は「重要事項説明書」にも記載がある。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ② ・ c
<コメント> 園で作成した「運営案」に、「全体的な計画」を基にした指導計画が記載されている。標準的な実施方法が行なわれているか、会議で確認している。園長、主任が計画案を基に確認する仕組みがある。子どもの姿に応じて保育の計画、実施方法を考えている。職員によって、実際の実施方法に違いが生じないように、具体的な手順や実施方法について記載されたマニュアル等の作成を望みたい。		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの姿について、週に1度の職員会議で報告し、保育の実施方法について振り返っている。その際に、指導計画の内容については、保護者の意見も参考にして作成している。避難訓練計画は、例年は11月に実施し、小学校まで避難する訓練を行っていたが、今年度は6月に行うように変更した。		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	① ・ b ・ c
<コメント> 各クラス担任を指導計画作成の責任者としている。アセスメントは、市の統一様式「入園時個別調査票」や「入園時面接用紙」に保護者が記入したものを基に、面談を行って作成している。面談結果を踏まえ、個別の指導計画を作成している。「全体的な計画」に基づいて指導計画を作成している。「個別指導計画」には家庭連携の項目があり、アセスメントを重視した計画を作成している。		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ② ・ c
<コメント> 「全体的な計画」は年度末に職員で見直し、「月週指導計画」は毎週、毎月、担任が評価・反省を行った後、園長、主任が確認を行っている。指導計画を緊急に変更する場合は、全職員が目を通す「終礼ノート」に記入したり、行政連絡アプリで連絡している。指導計画の見直しについて、期ごとの見直しを忘れがちであるので、改善を期待する。		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	③ ・ b ・ c
<コメント> 保育の実施状況は、市で統一された書式「保育の記録（3歳未満児）」や「教育に関する記録（3歳以上児）」に記録している。記録の書き方に職員間で差異が生じないように、「保育記録観察項目」や「保育所児童保育要録に、「記載する事項」の文書が載っている。記録内容は園長、主任が定期的に確認を行っている。保育士は、全ての子どもの記録を閲覧することが可能である。		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	④ ・ b ・ c
<コメント> 記録管理の責任者を園長とし、個人情報「マニュアル」の5章「セキュリティーポリシー」により管理している。子どもの記録の保管、保存、廃棄については、市の園長会申し合わせの「文書目録」に沿って管理している。記録の管理や個人情報保護について、職員は市のチェックリストによる自己評価や研修を受けている。保護者には個人情報の取扱いについて「重要事項説明書」で説明している。		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「全体的な計画」は、非正規の会計年度任用職員を含む全保育士が参加して作成している。見直しは年度末に行い、変更や追記をしている。「全体的な計画」は、保護者の記入した「家庭状況調査票」や保育の理念、方針を基に、年齢にあった保育目標や保育内容を見直しており、PDCAサイクルの活用が実践されている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室と廊下を隔てる仕切りやドアがなく、オープンな園舎の造りであり、日当たりや通風も良く、温湿度計で適切な状態にしている。3歳未満児の保育室では、食事と遊びのスペースが分けられており、ゆったりと生活できる。保育室は絵本を見たりままごと等のコーナーが設けられ、くつろいで落ち着ける配置になっている。トイレには安全マットや手挟み防止の工夫がされ、安全配慮がある。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>職員は子どもの個人差を尊重する意識を「人権チェックリスト」により高めている。子どもを肯定的な目線で見ようという話し合いもよく行っている。子どもの描画作品を「こういう描き方もあるね」と、自由な表現方法を受け止める援助を行っている。子どもの気持ちを大切に、「異年齢交流」も無理に進めず、異年齢クラスに出かけたくない子どもは、自分のクラスで過ごせる保育体制をとっている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの発達にあわせて生活習慣の習得ができるよう、3歳未満児のクラスでは個人別に調整できるように足置き、椅子の背あてを用意している。着席した際に足が床に着き、咀嚼がしっかりとできる取組みを行っている。手洗い場には子どもが自分で蛇口に手が届くように足置きを設置し、トイレ近くにはベンチやタオルを置き、座って着替えが行いやすいようにしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもが主体的に遊べるよう、保育室には絵本やままごと、お店屋、製作のコーナーが年齢に応じて設けられている。廃材遊びは、子どもの目線に合わせ、廃材を種類や大きさで分けて置いている。夏場に戸外に出られない時は、遊戯室に運動器具を置き、異年齢保育でも身体を動かせるようにしている。園庭は全面が芝生であり、園内に畑もある。樹木には蝉やダンゴムシが集まり、自然に触れられる。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>非該当</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育室は広く、子どもが遊びたい玩具を自分で探し出せるようになっている。異年齢保育が週に1度行われ、1、2歳児の保育室に幼児クラスの子が遊びに来て交流している。手作り教材も取り入れ、床に緩衝材(プチプチ)を敷いて、足で感触を確かめる遊びも行っている。戸外活動は、動きの大きい4、5歳児とは時間をずらし、3歳児とは交流を兼ねて一緒に過ごすこともある。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>「異年齢保育」に取り組んでいる。3歳児は誰でも遊びたくなるような工夫があり、アイス屋の店構えを作ってポンポンをアイスに見立てて遊んでいる。4歳児は廃材遊びから回転ずしにつながり、段ボールの切れ端をパイナップルに見立てたり、箸には牛乳パックを重ねる等、子どもの意見を取り入れている。5歳児は、冬の交流会に向けたシールや寿司パック、アクセサリ作りに取り組んでいる。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>個別指導計画を作成している子どもは6名いる。個別指導計画は、クラスの指導計画のねらいを、その子どもに合わせたねらいにして関連付けている。保護者との懇談会は年に2回計画しているが、それ以外にも必要に応じて行っている。臨床心理士による巡回指導があり、アドバイスを受けている。職員は他園の巡回指導にも参加し、子どもとの関わり方や配慮について研修を受けている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>3歳未満児は1歳児の保育室で長時間保育を行っている。3歳以上児は長時間専用の保育室で過ごす。家庭的な雰囲気でも過ごせるよう、通常保育とは違う玩具を用意している。延長保育は18時半までなのでおやつ提供はなく、通常保育のおやつの時間を遅めにして対応している。身体を休めたい子どもは布団を敷いて休める環境にしている。引継ぎは各クラスの「長時間連絡ノート」で行っている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>小学校は園と道路を挟んだ向かい側に位置しており、子どもや職員相互の交流や合同研修が行われている。園の指導計画には小学校との連携について記載されており、子どもも小学校生活を見通して楽しみにしている。保護者の小学校見学については、園が仲介して行う体制がある。特に他地区の小学校に就学する子どもの保護者には、小学校見学について声をかけている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>「マニュアル」の2章に「健康管理」について記載されている。市で「保健だより」を発行している。子どもの健康に関する情報は、市で統一した「健康診断票」に記録している。熱性痙攣や脱臼の既往症のある園児情報は医務室に掲示し、長時間担当保育士にも周知している。乳幼児突然死症候群については、1、2歳児の保育室と職員室に掲示し、昼寝の際は15分おきに呼吸をチェックしている。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>内科健診の結果は異状がない場合は「園だより」と保護者連絡アプリで知らせ、歯科検診は「歯科検診結果」の書面で、保護者に結果を伝えている。内科健診で異常のあった場合は、口頭で保護者に伝えている。歯科検診の結果、虫歯の子どももいたので、市からエプロンシアターを借りて歯磨き指導を行った。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	① ・ ② ・ ③
<p><コメント></p> <p>アレルギーや慢性疾患に関しては、入園前の面談で保護者から情報を聞き取り、医師の作成した書面に沿って対応している。除去食対応の子どもが1名おり、トレイや配膳を別にして対応している。慢性疾患児は1名で、保護者との連携を密にして対応している。保護者には、入園説明の際にアレルギー疾患、慢性疾患の子どもに関わる保護者送迎時の注意点について説明し、配慮している。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 食育指導計画は年齢ごとに作成されている。3歳未満児は十分な咀嚼ができるよう、足置き台を設置し、音楽をかけて楽しく食べられるよう工夫している。給食は、様々な量の皿を用意し、子どもが自分で食べられる量の皿を選ぶ方法で行っている。市の栄養士が園で「栄養教室」を実施し、子どもが食への関心を深めている。給食の写真は毎日保護者連絡アプリで配信している。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	① ・ b ・ c
<コメント> 3歳未満児では家庭との連携を密にし、月齢に拘らず子どもの状態に応じて離乳食を進めている。市の給食センターで集中調理して園で配膳しているが、週に1度は園で手作りおやつを提供し、子どもたちに好評である。行事食としてクリスマスにはモミの木形の「ハンバーグ」、バレンタインデーにはハート形の「プリン」が提供され、地域の郷土食として「煮味噌」も提供している。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 1、2歳児は、保護者に家庭連絡アプリで毎日の活動の様子を文章で伝え、ドキュメンテーションとして、保護者連絡アプリで写真を配信している。毎日の送迎時や懇談会、保育参加の機会には、保護者と子どもの様子を話し合い、子どもの成長を共有している。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 保護者とは送迎時にコミュニケーションをとり、信頼関係を築いている。懇談会の時間調整は、保護者の就労等の都合に合わせて行っている。保護者から相談を受けた保育士が、自分で判断できないケースでは園長・主任から助言を受けている。すぐに結論が出ないときには、後日改めて相談の機会を作っている。相談内容は「育児月報」として記録に残している。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	① ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」は整備され、対応方法が職員室に掲示してある。虐待が疑われる際には、市の家庭児童支援課と連携を図り、迅速に対応している。職員は「虐待対応マニュアル」を読み合わせて確認している。虐待対応について園長が現任研修を受け、職員に伝達を行っている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	① ・ b ・ c
<コメント> 日々の保育の振り返りを、各自や同年齢担当職員間で行い、記録を残している。市で統一された「成果評価シート」を基に、面談を年に2回行っており、保育士が自らの課題を明確にし、目標を立てて保育実践を振り返っている。園内研究で「手遊び」について取り組んでおり、目標もそこにつなげて保育実践での成果を出している。		